

○高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則

平成二十年七月三十一日
文部科学省告示第百三十四号

改正	平成二十一年	二月一三日	文部科学省告示第一八号
	同 二十四年	九月一四日	同 第一四四号
	同 二五年	三月二九日	同 第五八号
	同 二七年	三月三一日	同 第八四号
	同 三一年	三月二九日	同 第六五号
	令和 元年	七月 一日	同 第一八号
	令和 三年	一月二一日	同 第三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）第五十一条第一項第八号に規定する交付金のうち、高速増殖炉研究開発施設の設置及び運転の円滑化並びにこれに伴う当該施設における研究開発の推進に資するために特に必要な措置に要す

る費用に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

（平二四文科告一四四・平二五文科告五八・一部改正）

（定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高速増殖炉研究開発施設 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち、原子力発電施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が設置する高速増殖炉の原型炉に限る。以下同じ。）及び発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第三条第七号に掲げる高速増殖炉の実験炉をいう。

二 所在市町村 高速増殖炉研究開発施設の設置がその区域内において行われている市町村をいう。

三 隣接市町村 所在市町村に隣接する市町村であつて、高速増殖炉研究開発施設の設置及び運転の円滑化並びにこれに伴う当該施設における研究開発の推進に資するものとして次のイ又はロに該当する市町村をいう。

イ 二以上の市町村にまたがって所在する事業所（高速増殖炉研究開発施設の設置の用に供される一の団地をいう。）をその区域内に含む市町村

ロ 高速増殖炉研究開発施設の設置及び運転のために必要な人

員の移動又は物資の輸送のために必ず通行しなければならぬ道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）の区間をその区域内に含む市町村

四 大型施設所在都道府県 所在市町村をその区域に含む都道府県であつて、当該区域内において設置されている高速増殖炉研究開発施設の換算出力（高速増殖炉研究開発施設の出力に相当するものであつて、別表第一の上欄に掲げる施設の種類に応じ、同表下欄に掲げる数）が百万キロワット以上である都道府県をいう。

五 所在市町村等 所在市町村、隣接市町村又は大型施設所在都道府県をいう。

（平二七文科告八四・一部改正）

（交付の対象）

第三条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、必要と認める場合には、予算の範囲内において、所在市町村等が行う次の各号に掲げる事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。

一 研究機関等集積活用事業（大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び企業（以下この号において「研究機関等」という。）の集積及び連携の促進に資する事業、研究機関等における研究及び開発の成果の活用の促進に資する事業その他これらに準ずる事業であつて、科学技術に関するものをいう。）

二 人材育成促進事業（地域の特性を生かした学校教育の充実に資する事業、地域産業を担う人材の育成に資する事業その他地域の人材育成に資する事業をいう。）

三 基盤整備事業（前二号の事業の実施又は事業の推進のための基盤の整備に資する施設（前号の事業に係る施設については、所在市町村等の地域の活性化に寄与するものであつて、高速増殖炉研究開発施設の設置及び運転の円滑化並びにこれに伴う当該施設における研究開発の推進に資するため特に必要があるものとして、大臣が認めるものに限る。）の整備に関する事業をいう。）

2 前項の交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、当該各号に定める者に当該交付金を交付するものとする。

一 所在市町村が行う前項各号に掲げる事業に要する費用に充てるための交付金 当該所在市町村

二 隣接市町村が行う前項各号に掲げる事業に要する費用に充てるための交付金 当該隣接市町村をその区域に含む都道府県

三 大型施設所在都道府県が行う前項各号に掲げる事業に要する費用に充てるための交付金 当該大型施設所在都道府県

3 事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

一 事業費

イ 工事費

ロ 用地費及び補償費

ハ 調査設計費

ニ 設備備品費

ホ 試験研究費

へ 事業運営費

ト 附帯雑費

二 補助金

三 基金造成費

四 一般事務費

4 第一項の交付金は、所在市町村等が作成する計画（所在市町村等の地域の活性化に寄与するための事業に関する計画であつて、高速増殖炉研究開発施設の設置及び運転の円滑化並びにこれに伴う当該施設における研究開発の推進に資するため特に必要があるものとして、大臣が認めるものをいう。以下「地域活性化計画」という。）に基づき、交付するものとする。

（交付金の交付限度額）

第四条 前条第二項第一号に掲げる交付金の交付限度額は、当該所在市町村の区域内において設置が行われている別表第二の上欄に掲げる施設の種類の応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

2 前条第二項第二号に掲げる交付金の交付限度額は、別表第三の上欄に掲げる隣接市町村ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

3 前条第二項第三号に掲げる交付金の交付限度額は、当該大型施設所在都道府県の区域に含まれる所在市町村に対して交付することのできる交付金の交付限度額と同額とする。

4 大臣は、高速増殖炉研究開発施設の設置及び運転の円滑化並びにこれに伴う当該施設における研究開発の推進に資するため特に必要と認めるときは、前三項の規定にかかわらず、別に大臣が定

める金額を交付金の交付限度額とすることができる。

5 毎会計年度において交付する前条第二項各号に掲げる交付金の合計額は、十六億円を超えないものとする。

（交付の期間）

第五条 一の所在市町村等に係る交付金の交付期間は、第七条第一項の規定に基づく交付の決定の通知を最初に行つた日の属する会計年度の開始の日からその四年後の会計年度の末日までの期間とする。

2 大臣は、高速増殖炉研究開発施設の設置及び運転の円滑化並びにこれに伴う当該施設における研究開発の推進に資するため特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に大臣が定める期間を交付金の交付期間とすることができる。

（交付金の交付申請）

第六条 交付金の交付の申請をしようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（本条の規定に基づき行われる最初の交付の申請については、この限りでない。）に、様式第一による申請書に様式第二による交付金事業計画書及び第三条第四項の規定により作成した地域活性化計画を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請をするに当たつて、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除で

きる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならぬ。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（令三文科告三・一部改正）

（交付の決定）

第七条 大臣は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2 前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3 大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第十二条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 大臣は、第一項の規定により交付金の交付の決定を通知したときは、当該通知を受けた申請者から前条第一項の規定により提出された地域活性化計画の全部又は一部をインターネットの利用そ

の他の方法により公表することができる。

（交付の条件）

第八条 大臣は、前条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一 前条第一項の通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条によるべきこと。

二 第三条第一項各号に掲げる事業に係る交付金事業ごとの交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、大臣の承認を受けるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書を、大臣に提出し、承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書を、速やかに大臣に提出してその指示を受けるべきこと。

（令三文科告三・一部改正）

（申請の取下げ）

第九条 第七条第一項の通知を受けた者（以下「交付金事業者」と

いう。)であつて、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第七条第一項の通知があつた日から十五日以内に、様式第五による届出書を大臣に提出しなければならない。

(令三文科告三・一部改正)

(状況報告)

第十条 交付金事業者は、大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第六による交付金事業実施状況報告書を大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

第十一条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第八条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日から一月を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは同号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日(交付金事業が完了せず会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月三十日)までに、様式第七による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、概算払により、交付決定の通知をした交付金の額の全額を支出した場合にあつては、実績報告書の提出期限は、当該交付金事業の完了又は廃止の承認の日から六十日を経過する日までとする。

2 交付金事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たつて、

交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第八条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日から三月を経過した日までに、当該事業を行った所在市町村等が自ら行った当該事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 交付金事業者は、前項の規定により大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があつたときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(平三二文科告六五・令三文科告三・一部改正)

(交付金の額の確定)

第十二条 大臣は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があつたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第七条第一項の交付金の交付の決定の内容及び第八条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の

額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十九条第二項で定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

5 大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、交付金事業ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 交付金事業の名称
- 二 交付金事業の実施場所
- 三 交付金事業の概要
- 四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(平二四文科告一四四・令三文科告三・一部改正)

(交付金の支払)

第十三条 交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要と認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(令三文科告三・一部改正)

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第十四条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第十により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があつた場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第十二条第四項の規定は、前項の返還の場合について準用する。
(平二四文科告一四四・令三文科告三・一部改正)

(交付決定の取消し)

第十五条 大臣は、第八条第四号の規定による申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 交付金事業者が第八条の規定により付された条件に違反した場合

二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

三 交付金事業者が第十条、第十一条及び次条の規定に違反した場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分違反した場合

(財産処分の制限)

第十六条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(令三文科告三・一部改正)

(交付金事業の経理)

第十七条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠

書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第十八条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十二による交付金調書を作成しておかなければならない。

附 則

この規則は、平成二十年七月三十一日から実施する。

附 則

(平成二十二年二月一三日文部科学省告示第一八号)
この規則は、平成二十一年二月十三日から実施する。

附 則

(平成二十四年九月一四日文部科学省告示第一四四号) 抄

第一条 この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則

(平成二五年三月二九日文部科学省告示第五八号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

(平成二七年三月三十一日文部科学省告示第八四号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二十九日 文部科学省告示第六五号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日 文部科学省告示第一八号）抄

（施行期日等）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、
当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年一月二一日 文部科学省告示第三号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による修正前の様式
（次項において「旧様式」という。）により使用されている書
類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、
当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一（第二条関係）

<p>高速増殖炉研究開発施設</p>	<p>当該施設の出力をキロワットを単位として表した数</p>
<p>原子力発電施設（機構が設置する高速増殖炉の原型炉に限る。）</p>	<p>当該施設の予定建設費を三十六万二千円で除して得た数</p>
<p>高速増殖炉の実験炉</p>	<p>次に掲げる数の合計 一 当該施設（昭和五十七年度又は平成九年度に設置の工事が開始された部分を除く。）の予定建設費を十万円で除して得た数 二 昭和五十七年度において設置の工事が開始された部分に係る予定建設費を二十三万円で除して得た数 三 平成九年度において設置の工事が開始された部分に係る予定建設費を三十八万円で除して得た数</p>

別表第二（第四条関係）

<p>高速増殖炉研究開発施設</p>	<p>交付限度額</p>
<p>原子力発電施設（機構が設置する高速増殖炉の原型炉に限る。）</p>	<p>二十億円</p>
<p>高速増殖炉の実験炉</p>	<p>十七億五千万円</p>

別表第三（第四条関係）

<p>隣接市町村</p>	<p>交付限度額</p>
<p>二以上の市町村にまたがって所在する事業所をその区域内に含む市町村</p>	<p>次の算式により得られた額 $A \times (1/a)$</p>
<p>高速増殖炉研究開発施設の設置及び運転のために必要な人員の移動又は物資の輸送のために必ず通行しなければならない道路の区間をその区域内に含む市町村</p>	<p>次の算式により得られた額 $A \times b$</p>

（備考）

一 Aは、当該隣接市町村に隣接する所在市町村に対して交付することのできる交付金の交付限度額

二 aは、事業所のうち所在市町村に係る部分の面積数（平方メートルで表した面積の値（小数点以下の端数は、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。）に一・五を乗じて得た数を事業所のうち当該隣接市町村に係る部分の面積数で除して得た数（小数点以下の端数は、これを四捨五入する。ただし、事業所の合併により、事業所の面積に変更があつた場合にあつては、合併前の当該高速増殖炉研究開発施設に係る事業所の面積数を用いて算出した数とする。）

三 bは、百分の七十五

様式第 1 (第 6 条関係) (令元文科告 1 8・令 3 文科告 3・一部改正)

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付申請書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第 6 条第 1 項の規定により、上記交付金の交付につき、別紙のとおり申請します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

別 紙

1. 交付金事業名
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業に要する経費 (明細は別表のとおり)
4. 交付対象経費
5. 交付を受けようとする額
6. 交付金事業の開始及び完了予定日

(備考) (1) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税等仕入控除税額＝交付金額」

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

別 表

I. 総括表

(単位：円)

収 入		支 出	
自 己 資 金		交付金事業に要する経費	
起 債 又 は 借 入 金		(うち交付対象経費)	
他 の 国 庫 補 助 金			
そ の 他			
交 付 金			
合 計		合 計	

(備考) 基金処分額等その他交付金以外の収入は「その他」に記載すること。

II. 個表

1～n. 事業名

(単位：円)

収 入		支 出	
自 己 資 金		1 事業費	
起 債 又 は 借 入 金		イ 工事費	
他 の 国 庫 補 助 金		ロ 用地費及び補償費	
そ の 他		ハ 調査設計費	
交 付 金		ニ 設備備品費	
		ホ 試験研究費	
		ヘ 事業運営費	
		ト 附帯雑費	
		2 補助金	
		3 基金造成費	
		4 一般事務費	
合 計		合 計	

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。

(2) 基金処分額等その他交付金以外の収入は「その他」に記載すること。

(3) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅲ. 支出内訳等

1. 事業名

イ 事業費

(1) 工事費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 用地費及び補償費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(3) 調査設計費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(4) 設備備品費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(5) 試験研究費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(6) 事業運営費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(7) 附帯雑費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ロ 補助金

(1) 補助対象先名

(2) 補助対象事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
そ の 他			
合 計			

(備考) (1) イの費目に準じて記載すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ハ 基金造成費

基金名

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
そ の 他			
合 計			

(備考) (1) 基金ごとに記載すること。

(2) 基金を造成する場合にあっては、基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規定を添付すること。

(3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

二 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

様式第2（第6条関係）（令元文科告18・一部改正）

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業計画書

I. 総括表

(単位：円)

番号	交付金事業名	事業内容	事業主体	事業実施場所	開始・完了予定日	事業に要する経費	交付金充当額

II. 個別計画表

(単位：円)

番号	交付金事業名		事業主体名	
事業実施場所		開始・完了予定日		
交付金事業に要する経費		交付金充当額		
事業の概要				
事業目的 (現状及び必要性を含む)				
事業内容				
期待される効果				
その他				

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。

(2) 番号欄には、総括表における番号欄に対応した数を記載すること。

(3) 期待される効果の欄には、出来る限り数値を用いて記載すること。

添付資料

- ① 交付金事業の実施場所の付近見取図
- ② 施設等の配置図、平面図等
- ③ 事業費等の積算の根拠（設計積算書、見積、カタログ等）
- ④ 施設等の運営計画が確認できるもの
- ⑤ 事業を行うことが必要な理由、現状と問題点、期待される効果が確認できるもの
- ⑥ 基金造成にあっては、全体計画が確認できるもの
- ⑦ その他、交付金事業の内容等を確認するために必要な資料（補助金交付要綱、基金条例等）
- ⑧ 間接補助事業を実施する場合にあたっては、事業の内容等を確認するために必要な資料

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第3（第8条関係）（令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業の変更承認申請書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業について、別紙のとおり変更したいので、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第8条第3号の規定により承認されるよう申請します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別 紙

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付事業（変更）

1. 交付金事業名
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業に要する経費（明細は別表のとおり）
（変更前）
（変更後）
4. 交付対象経費
（変更前）
（変更後）
5. 交付を受けようとする額
（変更前）
（変更後）
6. 交付金事業の開始及び完了予定日
（変更前）
（変更後）
7. 変更を必要とする理由

（備考）（1）仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税等仕入控除税額＝交付金額」

（2）金額の変更がある場合は、変更後の金額について算出根拠等の変更後の金額が適正であることを証する資料を添付すること。

（3）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別 表

I. 総括表
(変更前)

(単位：円)

収 入		支 出	
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 他 の 国 庫 補 助 金 そ の 他 交 付 金		交付金事業に要する経費 (うち交付対象経費)	
合 計		合 計	

(変更後)

(単位：円)

収 入		支 出	
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 他 の 国 庫 補 助 金 そ の 他 交 付 金		交付金事業に要する経費 (うち交付対象経費)	
合 計		合 計	

(備考) 基金処分額等その他交付金以外の収入は「その他」に記載すること。

II. 個表

1～n. 事業名
(変更前)

(単位：円)

収 入		支 出	
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 他 の 国 庫 補 助 金 そ の 他 交 付 金		1 事業費 イ 工事費 ロ 用地費及び補償費 ハ 調査設計費 ニ 設備備品費 ホ 試験研究費 ヘ 事業運営費 ト 附帯雑費 2 補助金 3 基金造成費 4 一般事務費	
合 計		合 計	

(変更後)

(単位：円)

収 入		支 出	
自 己 資 金		1 事業費	
起 債 又 は 借 入 金		イ 工事費	
他 の 国 庫 補 助 金		ロ 用地費及び補償費	
そ の 他		ハ 調査設計費	
交 付 金		ニ 設備備品費	
		ホ 試験研究費	
		ヘ 事業運営費	
		ト 附帯雑費	
		2 補助金	
		3 基金造成費	
		4 一般事務費	
合 計		合 計	

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。

(2) 基金処分額等その他交付金以外の収入は「その他」に記載すること。

(3) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅲ. 支出内訳等

1. 事業名

イ 事業費

(1) 工事費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 用地費及び補償費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(3) 調査設計費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(4) 設備備品費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(5) 試験研究費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(6) 事業運営費
(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(7) 附帯雑費
(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ロ 補助金

(1) 補助対象先名

(変更前)

(変更後)

(2) 補助対象事業費の内訳

(変更前)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
そ の 他			
合 計			

(変更後)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
そ の 他			
合 計			

(備考) (1) イの費目に準じて記載すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ハ 基金造成費

基金名

(変更前)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
そ の 他			
合 計			

(変更後)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
そ の 他			
合 計			

(備考) (1) 基金ごとに記載すること。

(2) 基金を造成する場合にあっては、基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規定を添付すること。

(3) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ニ 一般事務費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
そ の 他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

様式第4（第8条関係）（令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業の遅延等報告書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業の遅延等の状況について、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第8条第5号の規定により別紙のとおり報告します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

別紙1

1. 交付金事業名
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業の実施期間 (変更前)
(変更後)
4. 遅延等の理由
5. 交付金事業の交付状況（別紙2）
6. 工程表（変更前と変更後の工程の差異が判断できるよう、色・線種等で区別して記載すること）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

別紙2

交付金事業の交付状況

（単位：円）

費目	交付金事業に要する経費			交付対象事業費			交付金の額			
	本年度 予定額	翌年度 繰越 予定額	計	本年度 予定額	翌年度 繰越 予定額	計	本年度 受領済額	本年度 受領 予定額	翌年度 繰越 予定額	計
計										

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第5（第9条関係）（令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付申請取下届出書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金の交付の申請を、別紙の理由により取り下げたいので、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第9条第2項の規定により届け出ます。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

別紙

1. 交付金事業名
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業の交付の申請を取り下げる理由

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第6（第10条関係）（令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業実施状況報告書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業に関し、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第10条の規定により別紙のとおり報告します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

別紙

（単位：円）

交付金 事業名	交付金事業に要する経費 ①	支払済額 ②	支払見込額 ①－②	摘 要

（備考）（1）摘要の欄には、実施した具体的事業内容や工事進捗率等を記載すること。

（2）二つ以上の事業がある場合は、必要に応じ欄を設けること。

（3）交付金事業に要する経費に変更があった場合は、変更後の金額を記載すること。

（4）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第7（第11条関係）（令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業実績報告書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業は 年 月 日をもって完了（終了、廃止）しましたので、の 年度における実績について } 高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第11条第1項の規定により別紙のとおり報告します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

別紙

1. 交付金事業名及びその内容
2. 交付事業の開始及び完了月日
3. 交付金事業収支状況（明細は別表のとおり）
4. 添付書類
 - ①補助金交付要綱、基金条例等の事業の概要が確認できる資料（申請書に添付している場合は除く。）
 - ②その他、交付金事業の内容等を確認するために必要な資料

（備考）（1）仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税等仕入控除税額＝交付金額」

（2）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

- (備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。
 (2) 基金処分額等その他交付金以外の収入は「その他」に記載すること。
 (3) 変更交付決定を受けた場合は、交付決定欄の各項目に変更交付決定された際の該当する金額を記載すること。
 (4) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅲ. 経費別内訳書

1. 事業名

イ 事業費

(1) 工事費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	実績			完了 年月日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 用地費及び補償費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	実績			完了 年月日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(3) 調査設計費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	実績			完了 年月日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(4) 設備備品費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	実績			完了 年月日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(5) 試験研究費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	実績			完了 年月日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(6) 事業運営費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	実績			完了 年月日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(7) 附帯雑費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	実績			完了 年月日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ロ 補助金

(1) 補助対象先名

(2) 補助対象事業費の内訳

(単位：円)

種別	契約 年月日	実績			引取 年月日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
		支払済額	支払 義務額	計				
計								

(備考) (1) イの費目に準じて記載すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ハ 基金造成費
基金名

(単位：円)

種 別	決算額	交付金充当額	基金造成年月日	備 考
交付対象経費				
その他				
合 計				

(備考) (1) 基金ごとに記載すること。

(2) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

ニ 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	実績			完了 年月日	支払 年月日 (予定日)	交付金 充当額	備考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

IV. 財産一覧表

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第16条の財産は、次のとおりである。

(単位：円)

財産の 名称	仕様	数量	単価	金額	契 約 年月日	取 得 年月日	使用開始 (予定)年 月日	交付金 充当額	保管・ 設置場所	耐 用 年 数	備 考
計											

(備考) (1) 耐用年数の欄には、交付規則第16条第2項の大臣が別に定める財産の処分制限期間を記載すること。

(2) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第 8 (第 1 1 条関係) (令元文科告 1 8・令 3 文科告 3・一部改正)

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業評価報告書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業の成果の評価について、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第 1 1 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告します。

(注) (1) 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表

(単位：円)

番号	交付金 事業名	事業内容	事業主体	事業に要した 経費	交付金充当額	備考

(備考) 事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表

(単位：円)

番号	交付金事業名		事業主体名			
事業実施場所						
事業の概要						
事業に要した経費				交付金充当額		
事業の成果及び評価						
事業の実施に伴い締結された売買、貸借、請負その他の契約						
		契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額	
成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無						
本事業に来年度以降も交付金を充当させる場合の本事業に係る基本的な考え方						
事業の成果の再評価を行う場合予定年度						

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。

(2) 番号欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記載すること。

(3) 交付金事業の成果及び評価の欄には、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(4) 契約の方法の欄には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載すること。

(5) 成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無の欄については、第三者機関を活用した場合にあっては、第三者機関の名称及び構成員等を記載すること。

(6) 本事業に来年度以降も交付金を充当する場合の本事業に係る基本的な考え方の欄については、来年度以降の本事業の事業の見通し等について記載すること。

様式第9（第13条関係）（令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金支払請求書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第13条第2項の規定により別紙のとおり請求します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

1. 交付金事業名
2. 金 円也
3. その請求額の内訳
4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確 定 額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額 ①－②

(概算払の場合)

(単位：円)

費 目	交付金事業に要する経費			交付金の額		
	交付金事業に 要する経費	支払済額	支出見込額	交付金額	受領済額	受領見込額
1 事業費						
イ 工事費						
ロ 用地費及び 補償費						
ハ 調査設計費						
ニ 設備備品費						
ホ 試験研究費						
ヘ 事業運営費						
ト 附帯雑費						
2 補助金						
3 基金造成費						
4 一般事務費						
合 計						

- (備考) (1) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。
- (2) 変更交付決定を受けた場合は、交付金事業に要する経費の欄及び交付金額の欄に、変更交付決定された際の該当する金額を記載すること。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第10（第14条関係）（令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定通知のありました上記交付金について、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第14条第1項の規定により別紙のとおり報告します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 交付金事業名 | |
| 2. 交付金額（交付規則第12条第1項による額の確定額） | 円 |
| 3. 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 5. 交付金返還相当額（4. - 3.） | 円 |

（備考）（1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（2）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第 1 1 (第 1 6 条関係) (令元文科告 1 8・令 3 文科告 3・一部改正)

高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業財産処分承認申請書

年 月 日

殿

住 所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定通知を受けた高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則第 1 6 条第 2 項の規定により別紙のとおり申請します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

別紙

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

(備考) (1) 処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供等の別を記載し、使用の場合はその用途も記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

(相手方がある場合)

2. 相手方

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 使用の目的
- ④ 使用の場所
- ⑤ 使用の条件
- ⑥ その他特記すべき事項

様式第 1 2 (第 1 8 条関係) (令元文科告 1 8 ・一部改正)

令和 年度高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金調書

(単位：円)

国		交付金事業者										備考	
歳出 予算 科目	交付 決定 の額	歳入			歳出								
		科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 交付金 相当額	支払 済額	うち 交付金 相当額	翌年度 繰越金	うち 交付金 相当額		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。